

利用者が就労継続支援事業所 A 型・B 型を利用するにあたって

※就労継続 A 型(やはず園)についての条件…

「雇用契約を結び、時間、仕事量、出欠に拘束される」

- (1) 労働基準法上(雇用契約を結ぶ)に基いての「労働者」であることが基本である。
- (2) 週 20 時間以上「月曜日～金曜日の 1 日 4 時間 × 5 日間」の労働時間が与えられている。
- (3) 通常事業所(一般就労・会社勤務)に、雇用(雇われること)が困難(障がいを持つ者)で、雇用契約に基づく就労が可能(事業所と労働者が働く事について、契約を結び働く事ができると判断)である者に対して仕事を提供する福祉施設である。
- (4) 就労(働くことについて)に必要な、知識・技能の向上のために必要な訓練をし、支援をするところである。
- (5) 工賃は、県が指定している 1 時間の最低賃金の支給をする。ただし、事業所の規定により、工賃の減額の特例がある。

※就労継続 B 型(紫尾の里)についての条件…

「自分の障がいに応じて対応できるので利点」

- (1) 利用者「障がい者」の「出欠」…日時が利用者本人で決められるので自由である。
- (2) 利用者「障がい者」の「作業時間」…勤務する時間が、利用者本人で決められるので自由である。曜日の決定による時間設定ができる。
- (3) 利用者「障がい者」の「作業量」…仕事をした量が決められていないので自由である
- (4) 1 日の作業量が完成しなくても、作業員「利用者」の割り当ての停止、工賃の減額はない。
- (5) 作業に関しては、技術的指導に限られ、工賃の差別はない。…自分がした作業量だけで工賃が決められる。(頑張った分だけで、工賃がもらえる。)

国の規定で月 3,000 円を下ってはならないとしている。



特別支援学校（養護学校）に在籍している生徒・保護者の皆さんへ 就労継続支援事業 A 型 やはす園

Q1 どのくらい働けるの？

A1 午前 9 時から午後 3 時（実質 5 時間。60 分休憩を除く）までです。

Q2 賃金や給料はどれくらいですか？

A2 鹿児島県最低賃金（694 円）×日数になります。

給与例（22 日勤務した場合）¥76,340 支給になります。

Q3 保険や有給休暇はありますか？

A3 失業保険や労災保険に加入しています。また半年経てば、有給休暇が取得できます。

Q4 給食や送迎はありますか？

A4 昼食代 1 食 100 円です。また送迎については水俣・米ノ津・出水・阿久根・脇本・高尾野（野田）の 6 路線あります。

やはす園では、障がいをお持ちの方々に働く場の提供を行ないながら 一般就労を目指すお手伝いをします。